

令和4年4月11日

都道府県ソフトボール協会

理事長 様

技術委員長 様

審判委員長 様

公益財団法人日本ソフトボール協会

技術委員長 西 康弘

審判委員長 阿久津 静

<公印省略>

ソフトボール用ヘルメット（フェースガード及び顎ガード装着ヘルメット）
の SG 基準について（周知のお願い）

標記の件に関しまして、令和3年9月23日開催の理事会において技術委員会より報告（別紙1）をさせていただきましたことについて、改めまして周知をさせていただきます。

本件に関しまして従前ではフェースガード装着ヘルメット（ヘルメット検定品）においては、事前申請書（使用誓約書）の提出により使用認可を行ってまいりました。

しかし、令和3年4月に一般財団法人製品安全協会の基準適合性検査をクリアし、SG基準を満たしたフェースガード及び顎ガード装着ヘルメット（別紙2）の使用については、事前申請書なしで令和4年度からの本会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）での使用が認められることになりました。

また、上記SG基準を満たしたことにより、従前より本会では顎ガード装着（片側のみ使用）ヘルメットの使用は認めておりませんでした。この結果を考慮してフェースガード装着ヘルメット同様「顎ガード装着（片側のみ使用）ヘルメット」についても使用を認めることにいたしました。

最後になりますが、本会への事前申請書によって使用認可を受け現在使用されているフェースガード装着ヘルメット（ヘルメット検定品）につきましては今後も使用はできますが、永年における耐久年数の安全性から次回の買い替え時にはSG基準を満たしている商品のご購入となりますことを申し添え改めて周知をお願いいたします。